

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

犯罪被害者等は、犯罪等により心身や財産に被害を受けた後、周囲からの適切な言動や関わりを通じて被害からの回復を果たす場合がある一方で、悪意、誤解、無理解、無関心等による言動に傷付けられるという二次的被害を受ける場合がある。

また、犯罪被害者等は、こうした周囲からの二次的被害に対する恐れから、自らの状況や心情を打ち明けることをためらい、孤独や孤立を深めてしまうこともある。このことは、関係機関・団体が犯罪被害者等を経済的・精神的に支援する道を狭めることにもなり得、被害からの回復をますます遠のさせる原因となる。

上記の認識の下、第1次基本計画の策定当初から、犯罪被害者等が置かれている状況等に対する国民の理解を増進させるとともに、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保していくことを重点課題として位置付けてきた。国民の理解増進等の取組は、犯罪被害者等のための施策と「車の両輪」をなす、犯罪被害者等施策全体に通底する重要なものであり、これまで、基本計画に基づき各種施策を講じてきたところではあるが、国民の理解増進等の広がりは今もなお途上にある。

加えて、犯罪被害者等の名誉やプライバシー等の侵害に関し、近時においては、ソーシャルメディアの急速な利用拡大に伴い、犯罪被害者等に対するいわれのない誹謗中傷や誤情報を含むプライバシー情報等がインターネット上に投稿された上、そのような投稿が安易に拡散されるなど、犯罪被害者等の人格権や心情が深く傷付けられるという深刻な事態が生じている。このことは、犯罪被害者等を更に窮地に追い込むだけでなく、犯罪被害者等に対する誤解を助長させ、国民の理解・協力がなければ成り立ち得ない犯罪被害者施策全体の進展を困難なものとする。このほか、犯罪被害者等からは、報道により二次的被害を受けたという悲痛な声もある。

こうした状況下で、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等施策について、国民に広く深く行き渡るように教育や広報啓発活動を行うことにより、周囲に犯罪被害者等が暮らしている、誰もが犯罪被害者等になり得るなどといった犯罪被害を自らの問題として捉える意識等を国民の中に醸成していく取組を更に進めることが必要となる。

2 具体的施策の方向性

(1) 学校をはじめとする教育活動の推進

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでには一定の時間がかかる場合があることから、犯罪被害者等に対する国民の適切な理解や行動を中長期的に見ても揺るぎないものとする必要がある。そのためには、国民に対する教育が極めて重要となる。

とりわけ、学校現場等において、こどもに対し、命や人権の大切さから説き起こして教育をすることは、我が国において犯罪被害者等施策を定着させ、進展させる意味でも重要な意味を持つ。その上で、こどものみならず、保護者や周囲の大人等に対しても教育を行うことで、国民全体の犯罪被害者等支援に関する意識の底上げに資するものとなる。

以上の認識の下、こども等に対し、命や人権の大切さから説き起こした教育や犯罪被害者等に関する理解を深めるための啓発を学校現場等で行う。また、学校において開催する犯罪被害者の御遺族等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」等を推進する。

(2) 国民に向けた広報啓発

関係府省庁は、それぞれ、犯罪被害者等施策に関連した特定の広報啓発に関する強化期間を設け、犯罪被害者等に対する理解や支援に資する国民の意識啓発・高揚に努めてきた。このような強化期間は、犯罪被害者等施策に対する国民の意識を高めるためにも重要であることから、これらの強化期間を更に効果的な取組として実施していく。

また、国民一人一人が犯罪被害を自らの問題として捉えることができるようにするため、犯罪被害者等の協力を得て、その切実な声を広く国民に届ける。また、関係府省庁や民間被害者支援団体との相互連携を図りながら、広報啓発を行う対象、内容等に応じた効果的な手法を見極め、様々な機会・媒体等を通じた多様な取組を行う。

とりわけ、標語や作文等の従来の手法も大切にしつつ、昨今のデジタル技術の発展に応じた取組も積極的に行うほか、あえて言葉にせずとも目にするだけで国民が犯罪被害者等支援についての意識を呼び起こすことができるよう、シンボルマーク等を効果的に活用する。

このほか、犯罪の種類等にも応じ、多角的な観点で広報啓発を行うことにより、当該犯罪被害者等についての理解の増進を図るほか、新たな犯罪被害者等を生まないことにも資するものとする。

(3) インターネット上の誹謗中傷対策等

インターネットには、情報の高度の流通性、拡散性、永続性のほか、投

1 稿やアクセスの容易性といった特性が認められ、インターネット上で犯
2 罪被害者等の名誉権やプライバシー権等の人格権が侵害された場合、そ
3 の回復は容易ではないことから、国民のICTリテラシーを向上させ、責
4 任ある情報発信を促すための教育・広報啓発活動に取り組む。また、犯罪
5 被害者等に関する報道を含め、個人の名誉権やプライバシー権等の人格
6 権と、表現の自由との均衡の在り方については、各界各層で指摘や議論が
7 なされているところ、このような議論が更に充実し、犯罪被害者等の置か
8 れた立場に配慮した表現行為が促されるよう、犯罪被害者等の置かれた
9 状況等に関する広報啓発を進める。

11 **第2 関係する具体的施策**

- 12 1 学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策
- 13
- 14 2 国民に向けた広報啓発に関する施策
- 15